

令和4年度三豊市成年後見制度利用促進審議会

日 時 令和4年10月20日（木）17:30～19:00

場 所 三豊市役所危機管理センター3階 301・302 会議室

1. 開会

2. 会長及び副会長選任

3. あいさつ

4. 協議事項

（1）第二期成年後見制度利用促進基本計画について

（2）三豊市における取組状況について

・市民後見人の養成・活躍支援

・市長申立て ケース概要とその特徴

（3）関係機関との連携について

・県社協

・医療機関、介護施設、障害者施設

・専門職団体

・家庭裁判所

（4）その他

・各委員よりご意見

5. 閉会

三豊市成年後見制度利用促進審議会委員

(順不同、敬称略)

番号	役 職 名	役職名	委員
1	三豊・観音寺市医師会	理事	大塚 智丈
2	三豊市民生委員児童委員協議会連合会	会長	前田 昭文
3	香川県弁護士会	弁護士	秋月 智美
4	香川県司法書士会	司法書士	原田 祥一郎
5	香川県社会福祉士会	社会福祉士	三瀬 誠
6	高齢者分野関係者（介護サービス事業者協議会）	会長	仁井 昌彦
7	高齢者分野関係者（介護サービス事業者協議会）	理事	筒井 達也
8	障害者分野関係者（三観地域自立支援協議会）	協議会代表	熊川 宏美
9	学識経験者（四国学院大学）	教授	西谷 清美
10	香川県社会福祉協議会 地域福祉課	課長	十河 真子
11	三豊市社会福祉協議会	事務局長	滝口 直樹
12	三豊市社会福祉協議会	法人成年後見等 事業担当	嶋田 真理子
	高松家庭裁判所（オブザーバー）	首席書記官	松岡 正樹
	高松家庭裁判所観音寺支部（オブザーバー）	庶務課長	山磨 健一

(事務局)

	三豊市健康福祉部	部長	藤田 伸治
	三豊市健康福祉部 福祉事務所 福祉課	課長	内田 雅人
	三豊市健康福祉部介護保険課	課長	橋村 嘉一
	三豊市地域包括支援センター	センター長	大西 茂子

第二期成年後見制度利用促進基本計画 の策定について



厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課 成年後見制度利用促進室

1

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題 (平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 20%
親族以外80%（うち弁護士26%、司法書士38%）

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応 (令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

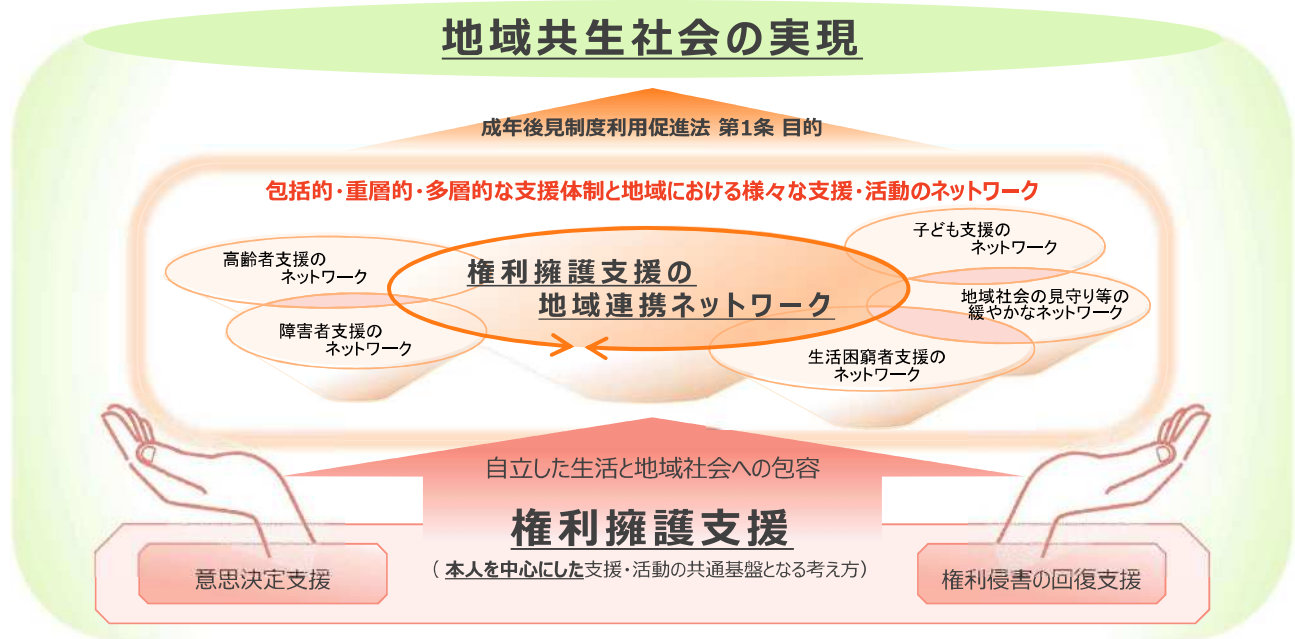
○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備（整備率はR2.10月:15%、R3年度末見込み:44%）
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定（策定率はR2.10月:16%、R3年度末59%）
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定） ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

4

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

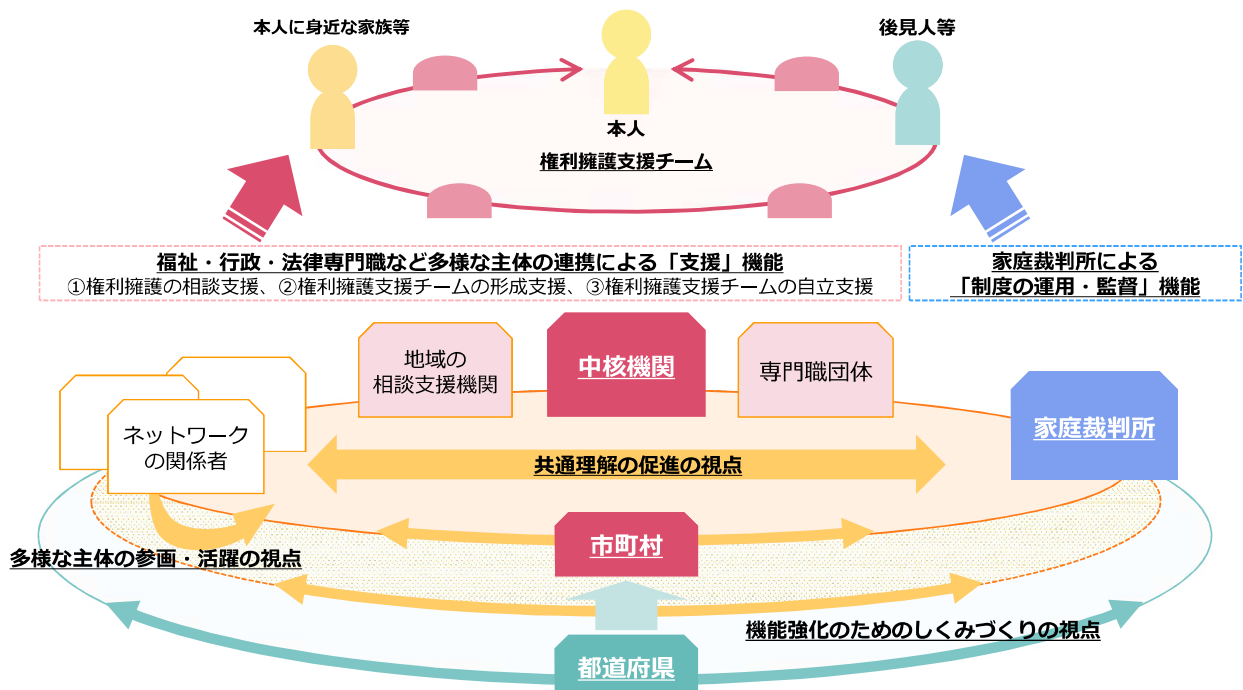
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



7

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ～権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ～

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」である。



13

【参考】権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつながりを行う機能。 ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつながり	①「制度利用の案内」の機能 ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立ての準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 ・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・ 適切な申立ての調整（市町村長申立ての適切な実施を含む） ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	②「適切な選任形態の判断」の機能 ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	③「適切な後見事務の確保」の機能 ・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

ポイント解説④ 候補者推薦機能の充実にに向けた一歩としての、 家庭裁判所との連携強化による首長申立等の候補者選任

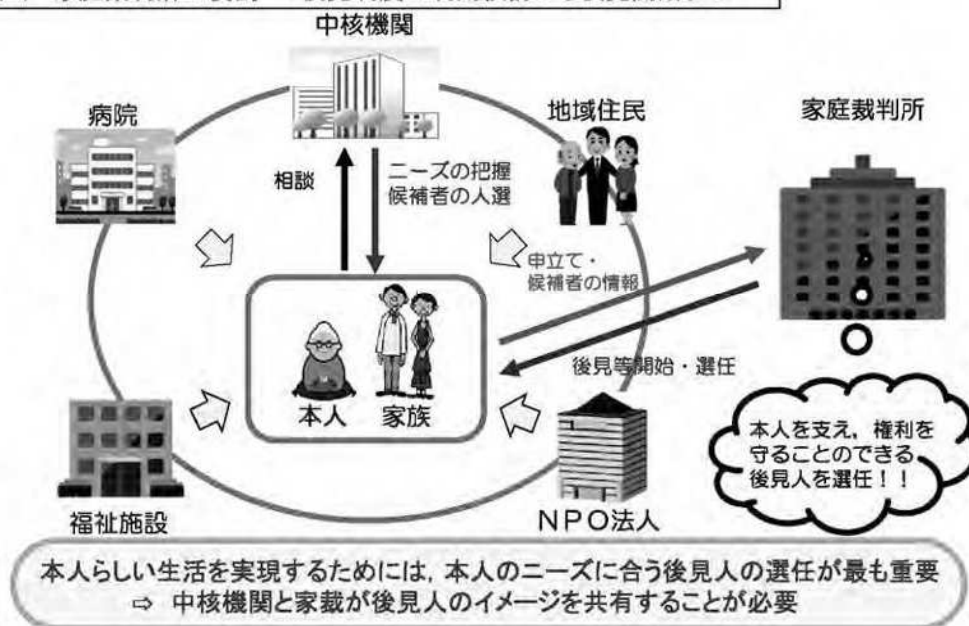
福祉各法では、首長申立てに係る審判について、「市町村は、（中略）後見等の業務を適正に行うことができる者の推薦（中略）を講ずるよう努めなければならない」（老人福祉法第32条の2第1項、知的障害者福祉法第28条の2第1項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の3第1項）とされています。

現状では、こうした推薦業務を実際に実施できている市町村は多くないのが実情と考えられ、中核機関の設置等により、市町村がこうした業務を円滑に行える体制整備を進める必要があります。

また、国基本計画では、首長申立てのみならず、本人申立てや親族申立ての案件を含め、後見制度の利用が必要な人について、申立て前の段階から継続的な支援を行っていく必要性が強調されています。まずは首長申立てを検討するケースにおいて、支援を必要とする方の情報を的確に家裁に提供するといった取組から始め、成年後見人等の選任イメージについて、市町村と家庭裁判所との間で認識をすり合わせていく作業を進めていくことが考えられます。

3 ネットワークにおける役割

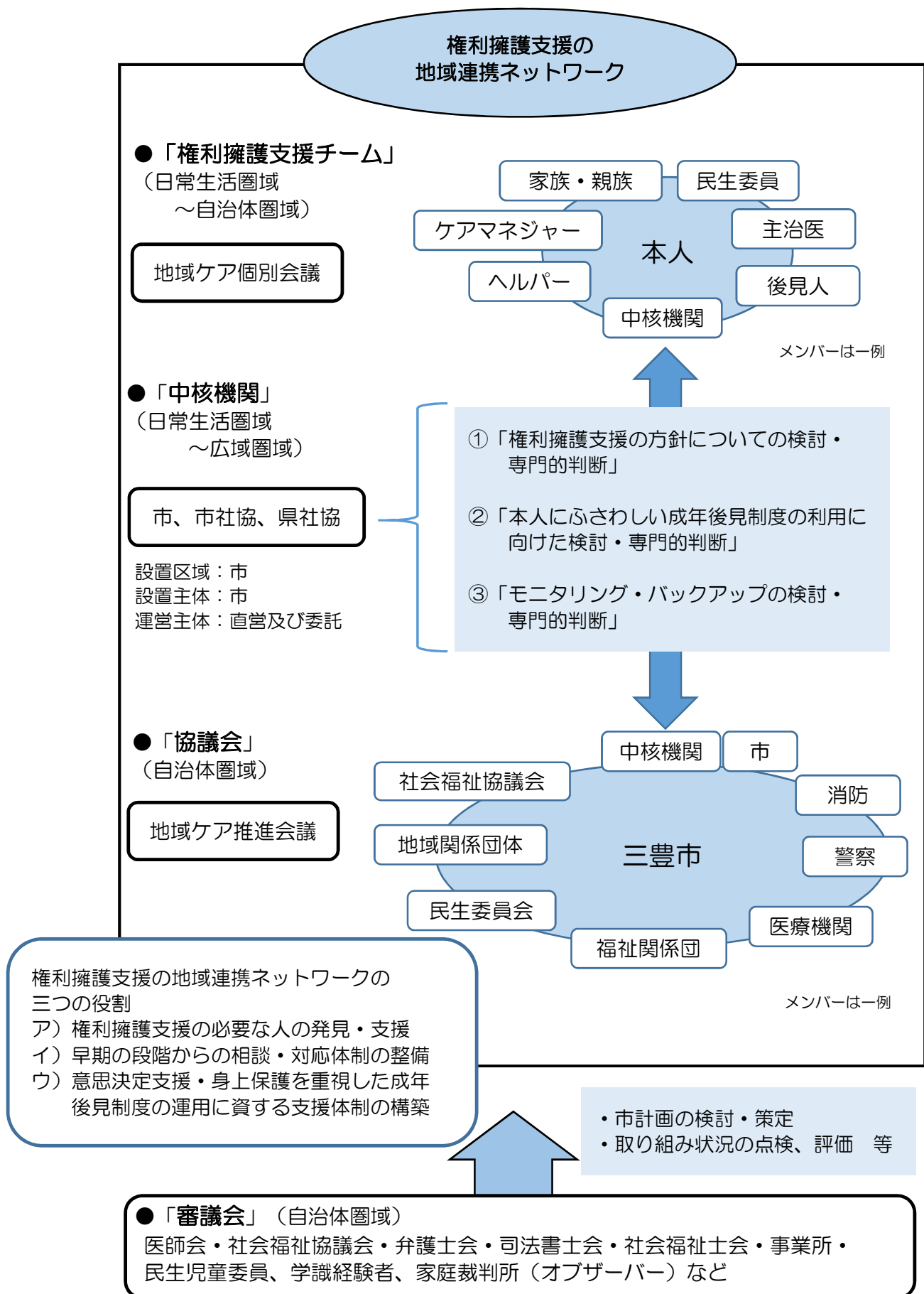
(1) 家庭裁判所の役割 ～後見制度の利用検討から後見開始まで～



最高裁判所事務総局家庭局提供資料

三豊市における中核機関の運営主体と機能等について

		中核機関		
		市（包括・福祉課）	市社協（委託）	県社協（委託）
機能	㊦ 広 報	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発
	㊧ 相 談	制度に関する相談 市長申立て チーム体制調整（地域ケア会議）	制度に関する相談	専門的な相談・支援 （専門職の派遣）
	㊨ 利 用 促 進	受任者調整（マッチング） チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人候補者の支援 市民後見人候補者等の支援 市民後見人の育成 日常生活自立支援事業等からの移行	受任者調整 （専門職の派遣） 市民後見人の養成
	㊩ 後 見 人 支 援	チーム体制調整（地域ケア会議） 受任者調整（マッチング・交代） 任意後見に関する相談	親族後見人や市民後見人の支援	受任者調整 （専門職の派遣）
効果	㊪ 不 正 防 止	チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人や市民後見人の支援	専門的な相談・支援



第二期計画の工程表とKPI①

優先して取り組む事項
※3

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
			全国で適切に実施する方策の検討			市町村による実施	
			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施				
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

19

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討 向 見 制 度 等 の 見 直 し に 向 け た 検 討	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透 ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	・全47都道府県 —	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	・基本的考え方の整理と普及	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等 ・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む） ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	— —	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	— —	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
		—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
	地域連携ネットワークづくり ・制度や相談窓口の周知 ・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村 ・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク つ く り	・後見人等候補者の適切な推薦の実施 ・権利擁護支援チームの自立支援の実施 ・包括的・多層的な支援体制の構築	— — —	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営		
			中核機関のコーディネート機能の強化				
			市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
			市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
			取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

20

4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

16

4 優先して取り組む事項

○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

17

三豊市成年後見制度利用促進基本計画

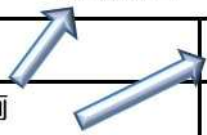
(2) 基本計画の期間

今回策定する基本計画は平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4か年です。

今後、高齢者福祉計画、障害者福祉計画及び地域福祉計画の見直しに伴い、本計画を該当する部分に統合していく予定です。

【今後のスケジュール】

年度	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)
計画	高齢者福祉計画・障害者福祉計画			次期計画		
	地域福祉計画					次期計画
		成年後見制度利用促進基本計画				


(3) 計画策定のための取り組み及び体制

平成29年10月に成年後見制度利用促進審議会設置準備会を設置、さらに平成30年10月には三豊市成年後見制度利用促進審議会を設置し、学識経験者、医療・福祉関係者・司法関係者・市民等より基本計画策定に関し審議を重ねました。また、平成31年1月には意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見を聴取しその反映に努めました。

3. 成年後見制度利用に関する現状と課題

人口減少と少子高齢化が本市でも着実に進行しており、平成37（2025）年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となることが見込まれていることから、高齢者に関する課題は今後も本市が地域と取り組む生活課題の一つであると考えられます。第3期三豊市地域福祉計画策定にあたり、三豊市に居住する一般市民を対象とするアンケート調査を実施しました。その中で、成年後見制度、日常生活自立支援事業について尋ねたところ、「制度の名称は知っているが内容は知らない」が5割弱を占めており、「初めて知った」も3割弱を占めており、制度が浸透していないことがうかがえます。その他、日頃何とかしなければならぬと思っていることについては、「独居高齢者や夫婦のみ

日常生活自立支援事業と法人成年後見等事業 市民後見人の養成及び活躍支援について

三豊市社会福祉協議会

（三豊市社協の権利擁護関係事業） 日常生活自立支援事業

▶ 令和4年9月末日現在の契約者データ

対象者	契約者数
認知症高齢者等	14人
知的障害者	15人
精神障害者	14人
その他	9人
【合計】	52人
性別	人数
男性	31人
女性	21人

年代	人数
20代	0人
30代	4人
40代	4人
50代	13人
60代	11人
70代	11人
80代	5人
90代	4人

居住区分別	人数
独居	26人
家族と同居	14人
施設入所	7人
GH・ケアハウス	3人
入院	2人

☆近年の傾向

・家族と同居(高齢者と障害者の同居世帯、障害者の世帯)が増加傾向

全国データと比較して、精神障害者の割合が高い(全国では認知症等高齢者の割合が高い)

- ・男女別では、男性利用者がやや多い
- ・年齢別では50～70代の利用者が多い

▶ 相談経路…行政(包括・福祉課)が約半数、続いてケアマネ・相談支援専門員など

（三豊市社協の権利擁護関係事業） 法人成年後見等事業

- ▶ 平成22年度より、受任体制の整備
- ▶ 平成23年1月 法人後見受任開始
- ▶ 日常生活自立支援事業からの移行
29件中15件
29件のうち 27 件が市長申立
- ▶ 日常的な金銭管理や安定的な身上
監護が中心（紛争性がなく、法的
な専門性を問わないケース）
- ▶ 三豊市成年後見制度利用支援事業
現在2名利用-報酬助成

【令和4年9月末日現在の活動件数の内訳】

- ・性別(男:9名 女:11名 計20件)
- ・障害種別(認知症高齢者:14名 知的障害:6名 精神障害:0名)
- ・現在の居所(施設:13名 在宅:5名 病院:2名)
- ・類型(後見:8名 保佐:11名 補助:1名)

年度	新規受任	終了・辞任	年度末 活動件数
22	2	0	0
23	1	0	3
24	1	1	3
25	2	0	5
26	5	1	9
27	1	0	10
28	0	1	9
29	1	1	9
30	1	1	9
R1	5	3	11
R2	1	0	12
R3	6	1	17
R4	3	0	20

※令和4年度は9月末実績

市民後見人養成支援事業

平成31年3月に三豊市成年後見制度利用促進計画が施行されたことに基づき、市より委託を受け令和2年度市民後見人養成講座を実施。10名を養成しフォローアップ研修を実施中。
また、修了者は後見支援員や生活支援員として登録し、日々活動しながら経験値を積んでいる。



令和2年度市民後見養成講座修了者のみなさん



個別課題から地域づくりへの取組みって？

- ・平成20年度より日常生活自立支援事業を実施。その後、本人の課題解決のために後見制度利用の必要がある事案が発生し、社協による後見が相応しい方でもあったことから、平成22年より受任体制を整備し、平成23年1月より法人後見事業を実施。
- ・権利擁護関連事業における個別支援に力を注ぐこと10年余り。
個別支援⇔課題解決型支援が中心となる。
- ・支援困難ケースを多職種連携や専門職介入により解決に向け支援。



どうも地域づくりとつながっていない！？

中核機関設置を通じた地域づくり

地域において成年後見制度理解が進む

本人が必要な地域資源を考えていく

本人らしく生きていく

排除ではなく本人の生活を理解する

本人に寄り添うことができる

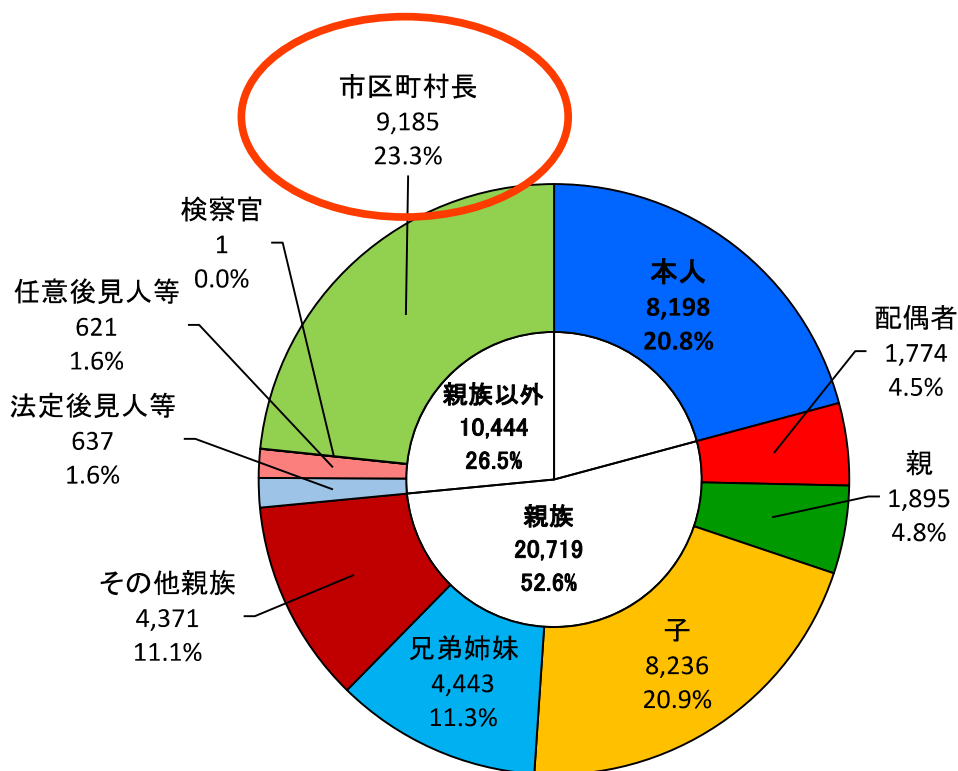
後見制度を利用し生活していく人の存在を知ってもらえる

・・・地域共生社会へ向けた取り組みにつながる・・・

4 申立人と本人との関係について（資料4、5）

- 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.3%を占め、次いで本人の子（約20.9%）、本人（約20.8%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは9,185件で、前年の8,823件（前年全体の約23.9%）に比べ、対前年比約4.1%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数・割合



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（39,361件）を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（39,313件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

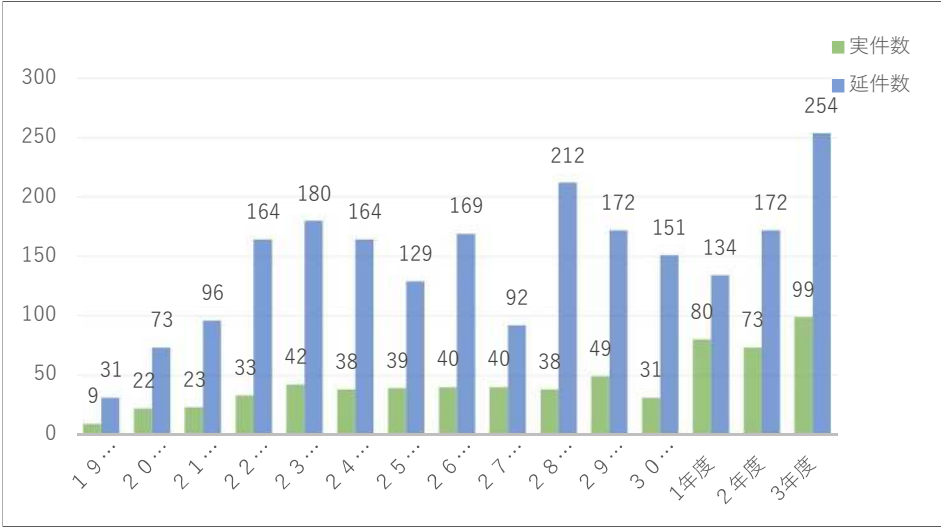
三豊市の概況

項目	令和4年4月1日 (住民基本台帳より)		年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
総人口	62,802人	三豊市	成年後見制度に関する相談 () 内は実件数	104 (44)	224 (44)	211 (55)	163 (36)	176 (48)	215 (50)	306 (62)
世帯数	26,109世帯		市長申立件数	5	16	13	5	12	11	9
65歳以上人口 (36.4%)	22,877人	香川県※	県内の申立件数	269	259	308	260	264	325	296
成年後見制度 利用者数	114人		市町長申立件数	79	66	78	64	74	88	87

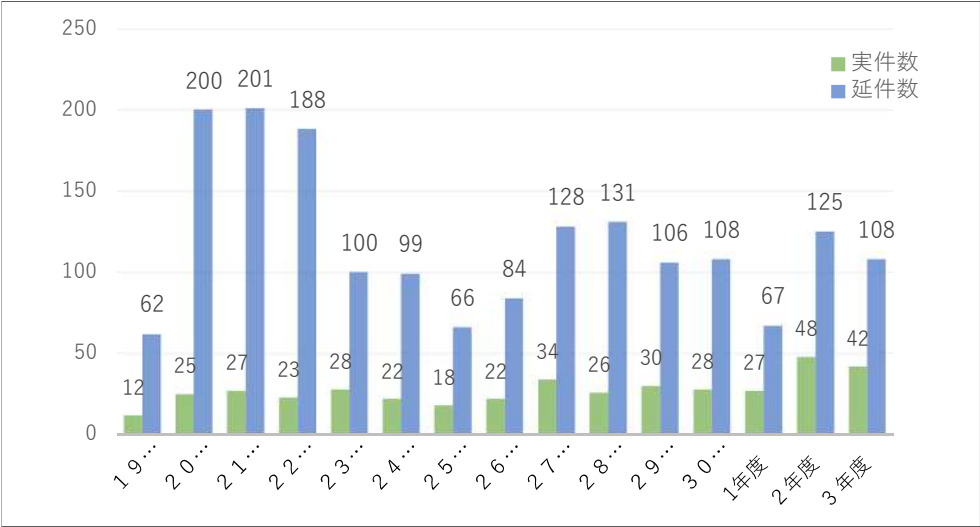
※1月～12月の1年間

高齢者と障害者を合算

成年後見制度に関する相談（高齢者）



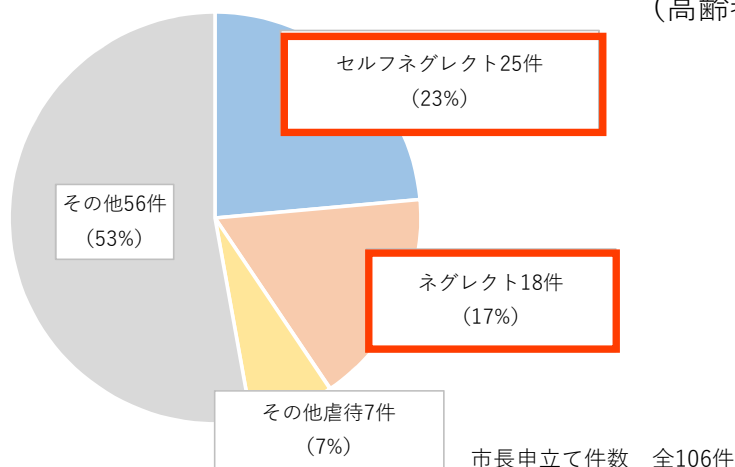
高齢者虐待に関する相談



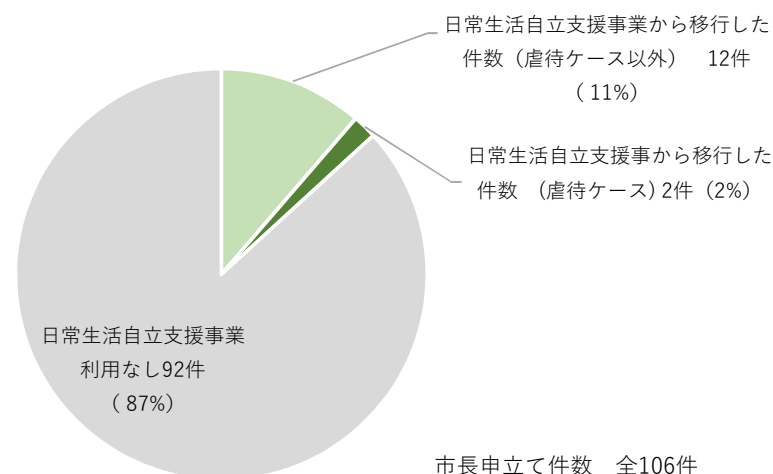
三豊市における成年後見市長申立てと高齢者虐待との関係（平成19年～令和3年）

- ・ 高齢者虐待に関する相談件数 412件（実件数） 内、成年後見市長申立て件数 50件
- ・ 成年後見市長申立て件数 106件 内、セルフネグレクト25件 ネグレクト18件 その他虐待7件（セルフネグレクト、ネグレクトを含まないケース）【図1】
- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見市長申立てに移行した件数 14件 内、虐待ケース2件【図2】

【図1】 成年後見市長申立てと高齢者虐待との関係



【図2】 日常生活自立支援事業から成年後見市長申立への移行（高齢者）



セルフネグレクトとは、介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態
 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」平成30年3月厚生労働省老健局 P4 より

協議事項 2

三豊市における取組状況について

- ・ 成年後見制度の利用が必要な場面、その具体的な状況

ケース概要

【ケース1】Aさん 女性 80歳代 認知症 保佐類型

施設入所後、生命の安全は確保できたものの、後見人がいなくなると虐待が再発する可能性が高い。

【ケース2】Cさん 女性 60歳代 知的障害 補佐類型

施設入所後、健康を害するおそれも無くなり、安心して生活できるようになった。

【ケース3】Eさん 女性 90歳代 認知症 後見類型

施設入所後、セルフネグレクトは解消し、心身の健康維持ができています。

【ケース4】Dさん 女性 80歳代 認知症 後見類型

施設入所後、消費者被害のおそれが無くなり、安心して生活できるようになった。

その他 成年後見制度の利用が必要な場面、事項

- 金銭管理ができないため、困窮状態に陥っているが、日常生活自立支援事業の契約ができない状態。
- 親亡き後、障害のある子を心配（親が高齢、親族とは疎遠により申立てができない、など）
- 同居している家族の支援力が低く生活に支障がでている（認知症高齢者の親と知的障害者の子の二人暮らし、など）。
- 認知症の進行により在宅生活の継続が限界。施設の契約が必要だが、本人一人ではできない。（独居、兄弟は高齢、子供はいない、頼れる人が身近にいない、など）。
- 身元引受人が高齢のため、他に緊急時に対応できる後見人がいないと施設入所の契約を受け付けてくれない。
- 医療保護入院の同意をしていた家族が亡くなり、他に入院の同意、支援をしてくれる家族がいない。
- 入院後の支払い、治療方針の説明を聞き、同意してくれる人、退院後の支援をしてくれる人がいない。
- 本人に認知症があり、定期預金の解約ができない。

等々

これらは、成年後見人等だけですべて解決できるものではなく、成年後見人等は連携する関係者（チーム）の一人として、適時、本人のために適切な代理権を行使する役割を期待されていることが多い。日常的な支援は、主に身近な支援者が本人の意思決定に沿っているのが現状。

令和3年成年後見関係事件の申立件数

(参考)

	本庁	丸亀支部	観音寺支部	土庄出張所	合計
高松市	121	2			123
丸亀市	4	43			47
坂出市	1	23			24
善通寺市		7	1		8
観音寺市			20		20
さぬき市	9				9
東かがわ市	7				7
三豊市			22		22
土庄町	1	1		8	10
小豆島町				4	4
三木町	5				5
直島町					0
宇多津町		2			2
綾川町	7				7
琴平町		3	1		4
多度津町		15			15
まんのう町		3			3
県外	2				2
合計	157	99	44	12	312

R2	R1(H31)	H30
124	90	102
28	30	30
30	25	19
12	7	14
16	19	14
15	12	11
11	10	12
23	16	15
4	7	8
9	4	5
6	7	6
0	1	3
11	3	4
15	8	10
3	5	5
14	8	11
3	1	2
3	2	2
327	255	273

※ 本資料は令和3年1月1日から12月31日までに申し立てがあった成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数である。数値は自庁統計での概数であり、今後の集計整理で異同訂正が生じることがある。

※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まれない。

※ 住所地は、調査日現在でシステムに登録された本人の住所地(原則として住民票所在地)である。したがって、申立時点での本人住所地ではなく、本人が実際に居住する場所が反映されたものでもない。また、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されない。

香川県内における首長申立て(R3. 1. 1～12. 31)

	本庁	丸亀支部	観音寺支部	土庄出張所	合計
高松市	21				21
丸亀市	2	14			16
坂出市		9			9
善通寺市	1	3			4
観音寺市			5		5
さぬき市					0
東かがわ市	2				2
三豊市		3	8		11
土庄町					0
小豆島町				2	2
三木町	2				2
直島町					0
宇多津町		2			2
綾川町	1				1
琴平町		1			1
多度津町		8			8
まんのう町		1			1
県外	1	1	2		4
合計	30	42	15	2	89

(参考)

R2	R1(H31)	H30
26	21	19
7	5	8
6	8	9
2	2	0
6	7	3
1	1	0
6	2	5
10	11	6
0	1	4
1	1	0
2	1	0
0	1	0
6	1	2
4	1	3
2	4	1
5	5	5
1	2	0
1	1	0
86	75	65

※ 平成30年は、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の申立事件(273件)を対象とした。

※ 令和元年は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの後見等開始事件及び任意後見監督人選任事件の申立事件(255件)を対象とした。

※ 令和2年は、後見等開始事件及び任意後見監督人選任事件の申立事件(327件)を対象とした。

※ 自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

※ 本数値を他の機関等に二次提供又は外部公表することについては、その目的が基本計画の趣旨に沿った取組を進める上で相当なものであれば、各自治体等の判断で二次提供等していただいて差し支えないが、数値を二次提供等する際には、当該数値の性質(集計時点、集計対象、自庁統計による概数であること等)が正確に提供先等にも伝わるようご配慮願いたい。

香川県内の成年後見制度利用者数(年齢別)(R4. 4. 1現在)

	65歳以上	65歳未満	合計
高松市	492	187	679
丸亀市	161	71	232
坂出市	118	32	150
善通寺市	55	146	201
観音寺市	64	32	96
さぬき市	66	25	91
東かがわ市	52	55	107
三豊市	76	38	114
土庄町	35	19	54
小豆島町	28	11	39
三木町	30	17	47
直島町	2	0	2
宇多津町	25	4	29
綾川町	50	32	82
琴平町	16	4	20
多度津町	47	11	58
まんのう町	12	6	18
県外	16	14	30
合計	1,345	704	2,049

※ 本資料は、令和4年4月1日時点で高松家庭裁判所がその管内において管理している本人数を集計したものであるが、その数値は自庁統計による概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。

※ 令和4年12月31日までに65歳以上に達する者を65歳以上として計上した。

※ 「本人数」とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人及び任意後見監督人が選任された本人の合計数である。

なお、本人は既に死亡しているが後見人等の引継業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数を含む。

※ 対象となる「本人」は、高松家裁が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が香川県内であっても、高松家裁以外の家裁が管理している本人は含まない。

※ 「本人数を集計した」とは、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地(原則として住民票所在地)と市町別に集計したものである。したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではないし、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

成年後見人等と本人との関係について(令和4年4月1日現在)

	親族	親 族 以 外										合計	備考
		三士会			法人後見				その他				
		弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	後見ネットかがわ	手をつなぐ	小豆島スタイル	市民後見人	税理士	行政書士		
高松市	300	88	273	105	53	15	8		3		1	846	複数後見人 140 監督人 33
丸亀市	83	41	65	40	29	4			6			268	複数後見人 29 監督人 8
坂出市	51	29	36	18	30	4			7			175	複数後見人 16 監督人 10
善通寺市	136	17	40	29	3	2						227	複数後見人 25 監督人 1
観音寺市	42	44	18	13	3	1				1		122	複数後見人 28
さぬき市	36	14	26	15	11	2			2			106	複数後見人 11 監督人 4
東かがわ市	28	11	47	21	14	6	2					129	複数後見人 28 監督人 1
三豊市	34	20	29	23	17	4						127	複数後見人 12 監督人 2
土庄町	26	5	22	4	2			1				60	複数後見人 4 監督人 2
小豆島町	15	4	21		1							41	複数後見人 2
三木町	20	8	21	4	4	1						58	複数後見人 9 監督人 2
直島町					2							2	
宇多津町	8	6	11	5	3							33	複数後見人 3 監督人 1
綾川町	34	12	31	12	6	4			1		1	101	複数後見人 16 監督人 3
琴平町	7	3	3	1	6	2						22	複数後見人 2
多度津町	19	8	17	13	7	3						67	複数後見人 8 監督人 1
まんのう町	11	5	1	1	1							19	複数後見人 1 監督人 1
県外	22	7	5	1		1						36	複数後見人 5 監督人 1
合計	872	322	666	305	192	49	10	1	19	1	2	2,439	複数後見人 334 監督人 70

※ 本資料は、令和4年4月1日時点で高松家庭裁判所が管理する成年後見人、保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人を本人の住所別に集計したものである。
数値は自行統計による概数であり今後の集計整理で異動訂正が生じることがある。

※ 対象となる「本人」は、高松家庭裁判所が管理している本人であり、本人の住所地(住民票所在地)が香川県内であっても、高松家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している本人は含まない。
なお、本人は既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している場合も含む。

※「本人の住所地」は、事件記録に基づき、開始時点及びその後変更届出があった時点においてシステムに登録した本人の住所地(原則として住民票所在地)を市町別に集計したものである。
したがって、本人が実際に居住する場所が反映されたものではなく、住民票所在地が異動していても、その旨の届出がない限りは異動が反映されないことになる。

香川県内における 権利擁護支援ネットワーク体制の構築 に向けた取組について



香川県社会福祉協議会地域福祉課

1

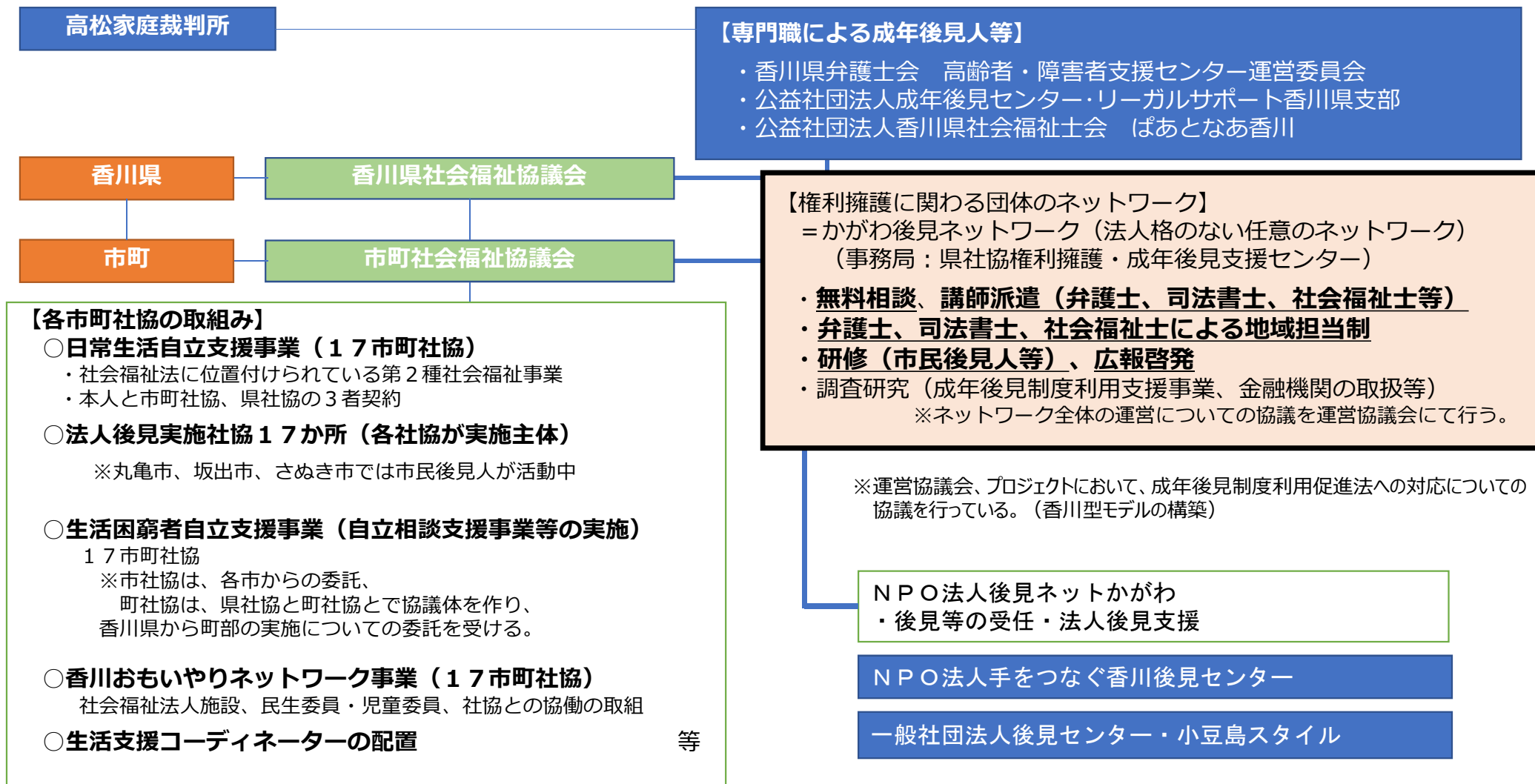
香川県内の市町における成年後見制度利用促進の取組状況

状況	実施時期	市町村計画の策定	中核機関の整備
策定・整備済み	平成30年度	三豊市	
	令和元年度	高松市、善通寺市、東かがわ市	丸亀市、三豊市
	令和2年度	丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、土庄町、小豆島町、宇多津町、綾川町、琴平町、まんのう町	坂出市、善通寺市、宇多津町、多度津町、高松市
	令和3年度		さぬき市、東かがわ市、綾川町、琴平町、まんのう町、三木町
未策定・整備	令和3年度中予定	三木町、直島町、多度津町	土庄町、直島町
	令和4年度予定		観音寺市、小豆島町

<令和3年10月1日現在 香川県長寿社会対策課調べ>

2

香川県内における権利擁護支援ネットワーク体制（現在） ※以下の資料は香川県社協作成



県・各市町の中核機関の機能のイメージ（香川県）

機能	各市町	圏域	県
	基礎中核（各市町が設置、委託可） ※行政、包括、社協との連携	支える中核（かがわ後見ネットワーク（事務局 県社協）） ※行政、社協、専門職団体等との連携	
広報	○広報 ○ニーズ調査 ○発見・見守り、声かけ	○広報 ・ 講演会等の開催・パンフレット等の作成	
相談	○相談	役割①専門職派遣に係る調整 専門職の派遣 専門職の相談、派遣 専門職の派遣 専門職の相談、派遣 ・ 定例の相談会開催時に専門職の参加 ・ ケース会議等への参加、助言等 ・ 必要に応じて専門職による申立相談（市町長申立、本人・親族申立について代行ではなく、申立相談。2回程度を想定） ・ 適切な受任候補者についての協議の場合への参加 ・ 市民後見人等の調整（広域の調整が必要な場合、バンク（仮）による調整）	
利用促進	○後見利用の場合 ・ 市町長申立 ・ 本人申立、親族申立 ・ 適切な受任候補者の推薦		
後見人支援	○後見人等への支援		
運営 ※現時点でのイメージ	○基礎中核の運営に関する協議（仮）（定期的） ○市町内での権利擁護ネットワーク構築（仮）（協議会等・年1回程度）	役割③中核機関等運営支援 ○支える中核運営協議会（仮）（年4回程度） ○権利擁護関係機関連絡会議（仮）（年1回程度） ※金融機関、医療機関を含める。 ○法人後見等連絡会（仮） ○地域包括支援センター連絡会（仮）...権利擁護に関する ○中核機関連絡会議（仮） ○未成年後見サポート（仮）	
研修 ※現時点でのイメージ	○市民後見人等人材養成研修	役割②研修会等の開催 ○市町長申立実務に関する研修（仮）（基礎編・応用編） ○市民後見等人材養成研修（県域及び圏域） ○専門職の講師派遣 ○他、成年後見制度に関する研修	

県社協としての取組の方針

- 「支える中核」として、各市町の実践につながる全県的な仕組みやネットワークを協議して作り、地域で活用できるようにつないでいくこと。（またその改善）

※県社協単独ではなく、多職種・団体、市町社協、行政との協働の取組として進める。
（県社協としてのプラットフォーム機能、ネットワーク機能）

- 複数の市町での共同の取組に向けた調整

※現在、2圏域で取組に向けた協議を実施

- 人材育成のための研修等の実施

次年度、意思決定支援に関する研修、市町長申立の実務に関する研修 等を県から受託予定

- 情報共有の場をつくること

中核機関連絡会議の開催（ノウハウや課題の共有） 等

- 情報収集、情報発信

- 県社協は県から事業委託を受け、上記取組を実施
（成年後見制度普及啓発事業（障害）、成年後見制度利用促進体制整備事業（高齢）、市民後見人養成事業（高齢））
- 各市町への情報提供、調査や研修の案内等は、県が対応。
県担当者も県全体、各圏域での協議の場に参加したり、市町への個別訪問を実施。

5

県社協として今後に向けた課題

今、取組んでいることの継続、常に原点回帰、ネットワークのあり方検討

- 成年後見制度以外の権利擁護支援の充実

死後事務も含む生活支援の仕組み

キャッシュレス化への対応を検討

- 意思決定支援

- 社協として日常生活自立支援事業、法人後見事業が継続できる仕組みづくり

- 子どもの権利に関すること（未成年後見等）

- 担い手の育成、活躍支援

- 財源（成年後見、日常生活自立支援事業）

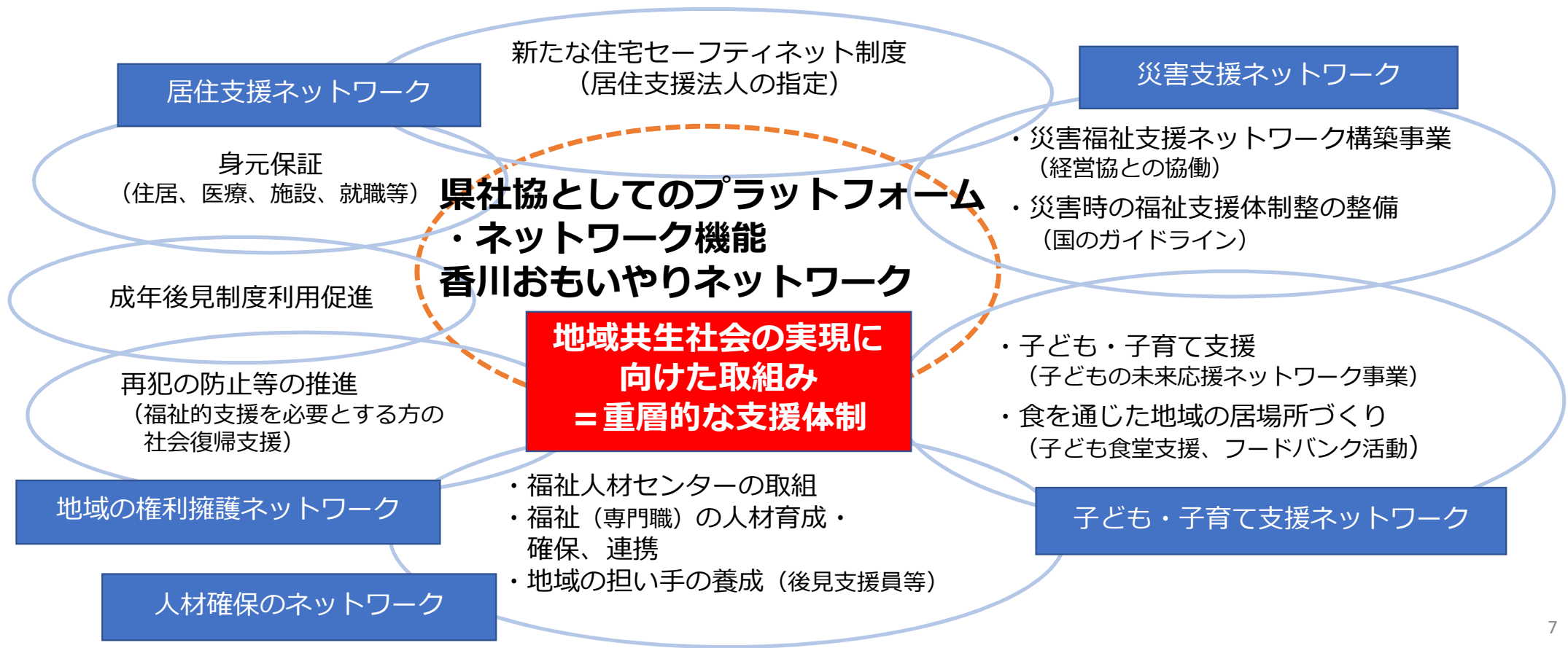
→県全体で寄付金等を活用した財源づくりの必要性
（地域の中でお金が循環する仕組みづくり）

- 県社協の体制整備

6

香川県社協としての今後の取組み

県社協地区担当制や他の事業等と連携・協働し、各市町の状況に応じたネットワークを構築する。



高齢者の意思決定支援事例調査における支援が難しかった場面

参考

- 高齢者の意思決定支援事例調査によると、「保証人や身元引受人がいなくて困った場面」は、入院・転院の手続きであり、全事例134事例の半数弱がこれに該当。
- 「検討や調整に最も時間を要した場面」として最も多かったのは、「介護保険施設・居住系施設への入所・入居」（全体の1／4）。

		保証人や 身元引受人 がいなくて 困った場面 (複数回答)		検討や調整 に 最も時間を 要した場面 (択一回答)	
居宅 維持	在宅での介護保険サービスの利用	33	24.6%	7	5.2%
	在宅での介護保険外サービスの利用	14	10.4%	6	4.5%
入院・ 医療	入院・転院の際の手続き	62	46.3%	15	11.2%
	入院費用の支払い	35	26.1%	9	6.7%
	治療・手術・終末期医療にかかる意思決定・手続き支援	36	26.9%	17	12.7%
転居・ 入居・ 入所	転居先・退院後の住宅探しと入居契約	33	24.6%	18	13.4%
	介護保険施設・居住系施設等への入所・入居	49	36.6%	34	25.4%
死後 対応	遺体引き取り・埋葬	41	30.6%	13	9.7%
	死後の清掃・家財処分	34	25.4%	8	6.0%
その他		17	12.7%	7	5.2%

本人が意思決定ができない場合に生じる場面ごとの課題

- 高齢期の社会生活における意思決定支援は、下記の場面1～5のような、重大かつ不可逆的なものが多い。終末期医療や死後の事務など自分自身が意見表明したり、手続きを行うことができない意思決定も発生する。
- 子世代による意思決定の支援が見込めない事例の増加、医療機関やサービス事業者がコンプライアンス遵守の視点から書面手続きを徹底する事例の増加などにより、意思決定に関するバッファーが減っている。
- 結果として、必要な医療・介護が受けられずに生活の質が低い状態で過ごすことを余儀なくされたり、セルフネグレクトのような状態に陥ったり、死後に無縁仏になる・空き家が残るといった状況が生まれている。



場面1 自立した生活の危機を感じる 自立した生活が危うくなっている

- ・ いざというとき頼る人がいない
- ・ 自分で生活するのが難しくなった時の手立てがない
- ・ 死亡した後に手続きできない
- ・ 身近な支援者がいなくなる

場面2 重大な医療処置を受ける

- ・ 身元保証人がおらず、手術ができない
- ・ 本人の意向がわからず、手術ができない
- ・ 状態悪化や死亡の際に対応する人(身元保証人)がおらず、入院できない

場面3 重大な医療処置が終わり退院する

- ・ 退院先が決められない
- ・ 退院の手続きをする人がいない
- ・ 退院後の生活支援をする人がいない

場面4 ADL・IADLの低下で日常生活の再構築が必要

- ・ IADLの低下に伴い自立した生活が難しくなった
- ・ 医療の必要度の増加に伴い自立した生活が難しくなった
- ・ 自立した生活が難しくなっていることを本人が認識できない
- ・ 転居に際しモノの処分や調達が必要になるが自分ではできない
- ・ 転居にまつわる手続きが自分ではできない
- ・ 身近な支援者がいないために、課題解決を行う主体がない

場面5 死亡が予見され対応する 死亡した後で対応する

- ・ 自分では死後の手続きができないが、本人がどうしてほしいかわからない(生前)
- ・ 死後の手続きをする人がいない(死後)
- ・ それまで継続的に支援してきた制度の対象外となる(死後)

高齢期に求められる意思決定の内容とそれを実現するために必要な活動

○「高齢期に求められる意思決定の内容と、それを実現するために必要な活動」を場面ごとに整理すると、日常生活自立支援事業や、成年後見制度(任意後見制度・法定後見制度)の利用によって、社会生活が継続できている事例があることが分かる。

	場面0	場面1		場面2	場面3	場面4	場面5	
課題	自立した生活をしている (課題なし)	自立した生活の継続の危機を感じる	自立した生活が危うくなっている	重大な医療処置を受ける	重大な医療処置が終わり退院する	IADL・ADLの低下で日常生活の再構築が必要	死亡が予見され対応する	死亡した後で対応する
意思決定		将来自分では暮らせないと 誰にどう頼るか	誰にどのような支援を受けるか 制度を利用するか	医療処置を受けるかどうか	どこに退院するか 誰にどのような支援を受けるか	どこで生活するか	どこで死を迎えるか どう死を迎えるか 誰に死後の手続きを任せるか	葬儀・火葬埋葬 財産処分
解決策		任意後見契約 財産管理委任契約 死後事務委任契約	介護保険サービス 生活支援サービス	入院契約 治療方針の決定	医療・介護サービス 日常生活自立支援事業	転居・入所 成年後見制度	エンディングサポート事業 死後事務委任契約 遺言作成	相続人探索 自治体による 火葬・埋葬 遺品整理
ケア			介護保険ケアマネジャー 医療機関MSW		介護保険ケアマネジャー 医療機関MSW		医療機関MSW	
金銭	日常生活自立支援事業の担当者※認知機能が不十分だが、欠けていない場合							
	生活保護のケースワーカー※経済状態がよくない場合							
関与できる人	法律専門職							
		任意後見契約・財産管理委任契約				成年後見		死後事務委任契約
	身元保証等高齢者サポート事業者	任意後見契約・財産管理委任契約 生活支援		身元保証人	身元保証人 生活支援	身元保証人 生活支援 成年後見	生活支援 成年後見	死後事務委任契約
	親族	契約なし・全般	契約なし・全般	契約なし・全般	契約なし・全般 (インフォームド・コンセント)	契約なし・全般	契約なし・全般	契約なし
	知人・友人							

令和元年厚生労働省老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金)「公的介護保険サービスにおける身元保証等に関する調査研究事業 報告書」(令和2年3月、株式会社日本総合研究所)

〇三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例

平成30年10月5日
条例第25号

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「法」という。)第14条第2項の規定に基づき、三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、三豊市成年後見制度利用促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第14条第1項に規定する三豊市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療・福祉関係者
- (2) 司法関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再委嘱されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(最初の審議会の招集)

2 審議会については、会長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略